

いわき市災害復旧工事等に係る公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公募型指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公募型指名競争入札」とは、災害復旧工事等に係る指名業者の選定に先立ち、当該災害復旧工事等の規模及び施工内容等の条件を提示し、建設業者の入札参加の意向を確認して実施する指名競争入札をいう。

2 この要綱において「災害復旧工事等」とは、いわき市災害復旧工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関する要綱（令和2年7月20日制定）第1条に規定する災害復旧工事等をいう。

(対象工事)

第3条 公募型指名競争入札により発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、市長が指定する災害に係る災害復旧工事等（いわき市建設業者選定委員会設置要綱（昭和44年4月1日制定）第6条第1項に規定する部会（以下「部会」という。）が必要と認めたものに限る。）であって、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額未満のものとする。

- (1) 土木一式工事 1億円
- (2) 建築一式工事 2億円
- (3) 電気工事 7,000万円
- (4) 管工事 7,000万円
- (5) 舗装工事 5,000万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外の建設工事 5,000万円

2 前項に規定するもののほか、部会が認める市長が指定する災害に係る災害復旧工事等については、対象工事とすることができる。

(入札参加資格)

第4条 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、対象工事ごとに次に掲げる事項とする。

- (1) 対象工事に対応する工事の種類について、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条第4項に規定する入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (5) 対象工事の施工に関して、次に掲げる要件のうち必要と認められる事項に該当する者であること。

ア 対象工事に建設業法第26条の規定による専任の監理技術者、主任技術者等を適正に配置することができること。

イ 過去の一定期間において、対象工事と同種の工事について施工実績があること。

ウ その他対象工事ごとに必要と認められる事項に該当すること。

（対象工事の公表等）

第5条 市長は、対象工事を決定したときは、次に掲げる事項について、市のホームページで公表するとともに、入札担当課が指定する場所において閲覧に供するものとする。

- (1) 工事の名称、場所、種類、内容、工期及び概算金額その他の工事概要
- (2) 登録工種、等級別格付・総合評定値、同種工事の施工実績、配置技術者の要件その他の対象工事の入札参加資格
- (3) 入札参加の意向の表明に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募型指名競争入札の実施に関し必要な事項

2 前項に規定する公表の期間は、当該閲覧に供した日から起算して10日以上期間を確保するものとする。

（入札参加の申込み）

第6条 公募型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」と

いう。)は、市長が指定する日までに公募型指名競争入札参加意向表明書(第1号様式)を市長に提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札参加希望者の入札参加資格の確認は、前条第1項に規定する期日の翌日から起算して5日以内に、部会において行うものとする。

2 前項の規定により入札参加資格の確認を行ったときは、速やかに、その結果を公募型指名競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)により入札参加希望者に通知するものとする。

(入札参加資格を有しない者に対する理由の説明等)

第8条 前条の規定により入札参加資格を有しないこととされた者は、文書によりその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

(入札参加者の選定)

第9条 公募型指名競争入札の方法により、契約を締結しようとするときは、第7条の規定により入札参加資格を有することとされた者を入札参加者として選定するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募型指名競争入札の実施方法は、指名競争入札の実施方法の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から実施する。